

令和8年度いばらき賃上げ支援金及びいばらき業務改善奨励金支給審査・申請相談等
 対応業務 質問票

整理 番号	質問内容	回答
1	奨励金・上乘せコースの申請受付開始日はいつからを想定されていますか。	令和8年4月1日より申請を受け付けております。(仕様書 3事業概要参照)
2	支給、不支給決定通知書の送付について電子申請分に関しては紙ではなく電子(例:メール等)で送付しても問題ございませんか。また支給、不支給決定通知書の作成は委託業者で行うか。県の方で作成いただけますでしょうか。	支給決定、不支給決定通知書は郵送にて送付いただく必要がございます。また、不支給決定通知書は、受託業者より提出いただきました審査結果をもとに、県にて作成いたします。
3	賃上げ支援金について 想定申請件数は10,000件だが申請対象の企業数は想定何件で想定されていますでしょうか。 また説明会会場の収容人数はどのくらいを想定すればよいでしょうか。	申請企業数は、想定申請件数と同様に10,000件を想定しております。 また、説明会会場の収容人数は、80名程度を想定しております。